

# REACH規制に対する当社の取組み

Actions on REACH Chemicals Regulations by Matsushita Electric Works

村越 茂富\*

Shigetomi Murakoshi

## 1. 化学物質規制の国際動向

1992年にリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議、いわゆる地球サミットにおいて、人類が地球上で環境と調和しつつ繁栄を続けていくための行動計画としてアジェンダ21が採択され、ここで有害化学物質管理の重要性が再認識され、初めて地球規模での取組みが開始された。

その流れのなかにあってもなお、化学物質管理は日本における化学物質の審査および製造等の規制に関する法律、特定分野における化学物質の使用を制限するEUのRoHS\*<sup>1)</sup>指令や米国におけるTSCA(有害化学物質規制法)など、新規に市場に出される有害化学物質に注目した規制が主であった。

### 1.1 REACH規則\*<sup>2)</sup>の発効

2007年6月1日に発効したEUのREACH規則では、新規化学物質だけでなく既存のものを含めた化学物質全体を対象とした規制が始まっている。さらに、それら物質の安全性評価の責任が行政当局から民間企業へと政策転換が行われると同時に、これまで対象としていなかった製品中の化学物質についてもその安全性評価が求められるようになり、「安全性がデータに基づき確認されていないものは上市することは許されない」という大原則が適用されるに至った。

これに適合させるため、EU市場に上市される製品ならびにその部品を扱う関係者には、含有化学物質情報を適切にサプライチェーン全体にわたって伝達させることが求められている。

### 1.2 当社への影響

当社はシェーバなどの最終製品を直接欧州市場で販売するという点ではREACH規制上、川下企業に該当するが、リレー、コネクタなどの制御機器コンポーネントは川中に、またプリント配線基板、半導体封止材料、ユリア樹脂などの成形材料はより川上に近い位置づけにある。

化学物質管理ではこれまでもRoHS指令対応等、多くの日本企業が物質情報の川上から川下への伝達という点

で対応に追われた経験をもつ。対象物質数もRoHSでは6物質であったものがREACHでは30000を超えるともいわれるすべての物質が規制対象となっており、これに対応できなければ欧州市場で製品が上市できないことを意味し、その結果、グローバルなサプライチェーンから締め出され、事業展開の見直しを余儀なくされるリスクが潜んでいる。

化学物質管理ではサプライチェーン全体に効率的に情報を伝達できるかが重要課題であり、一企業の範囲を超えた活動が求められる。本稿ではこれらに対する当社の取組状況の一端を紹介する。

## 2. REACHの要求

REACHは直接、間接を問わず、その製品、部品、材料をEU域内で上市する世界中の企業にかかわる規制である。自国内で販売されたとしても、それを組み込んだものがEU域内で使用されるのであれば、それも同様に対象となる。

### 2.1 規制の対象者(製造者および輸入者)

REACHはEU加盟国における法規制であって、本来は日本企業などEU域外の企業がその直接的な規制を受けることはない。しかし、製造子会社がEU域内にあって化学物質を製造している場合は、もちろん子会社が製造者としての法的義務を負うことになる。一方、EU域外からの輸入品について、REACHでは輸入者が製造者と同様の義務を負うことになる。

輸入者がその責務を果たすためにはEU域外企業からの協力が不可欠であり、それができなければEU域内に製品を輸入できない。そのため、現地の子会社または商社などが輸入者として対応する必要がある。

REACHが要求する化学物質の登録(Registration)、認可(Authorisation)などの手続きには法律だけに留まらず、その物質の化学的な扱いについての深い知識と理解が求められ、EU域外企業がEU側パートナーにその手続き代行を簡単に委託することは困難である。また、前述のように法律があくまでもEU域内の個人や法人を対象としているため、日本から直接EU当局への申請ができず、グローバル化された世界経済にあって明らかに非関税障壁となってい

\* 環境推進部 Corporate Environmental Management Department

る。

このため、REACHにおいてはEU域外からの申請者への便宜を図るものとして「唯一の代理人<sup>\*3)</sup>」を認めている。この「唯一の代理人」を経由することで、日本などEU域外メーカ、あるいはそのパートナーとしての現地子会社などに代って輸入者としての義務を肩代りできる仕組みとなっている。このようにEU域外企業が「唯一の代理人」を指名した場合、REACH規則に対し直接の当事者とはならないものの、実質的にはEU域外からも申請ができるということになる。

### 2.1.1 欧州工場での取り組み

当社のようにEU域内に製造子会社を有する場合、この会社で扱う物質(Substance)、調剤(Preparation)、アーティクル(Article)をEU域内のサプライヤから調達すれば、ダウンストリームユーザ<sup>\*4)</sup>(Downstream User)となる場合を除き、物質を登録する法的責任を負う可能性がある。

このため、現地子会社を統括する各事業本部を通じ、以下の活動を推進している。なお、これらは法的な厳密性を考慮した項目リストではなく、あくまでも目安としている。

- (1) 工場で使用している調剤あるいは物質をリストアップする。
- (2) REACHにおいて該当しない物質をリストから除く。
- (3) さらにリストに残った調剤あるいは物質のサプライヤがEU域内かEU域外かをチェックし、EU域内のものを除く。
- (4) EU域外サプライヤにREACH登録の意向<sup>\*5)</sup>を確認する。
- (5) 確認のできないものについて物質ベースで年間取扱量を試算する。
- (6) 年間1tを超えないものを除く。
- (7) 残った物質について調達先の変更、代替品への変更、および自社での登録の可能性を検討する。

なお、これらの検討結果によってはその物質を使う製品のEU市場への上市を断念するという選択肢もあるので、経営トップに対してもこの情報を正確・確実に伝えなければならない。

登録にあたっては法律上の手続き費用だけでなく、追加の評価試験やコンソーシアム内での交渉にあたる人的工数など、さまざまな形でコストが発生する。なお、これについてはすでに関連のガイダンス文書が公開されている。

### 2.1.2 社内連携(EU域内工場とEU域外事業所)

現地側が独自に製造しているものについては直接現地会社がREACH対応を進めなければならないが、当社を含め、現在欧州工場で製造している製品のオリジナル設計<sup>\*6)</sup>が日本国内で行われてきたため、仮に代替品への変更を検討しようとしても現地だけでは決められない場合がある。ま

た、その生産用部材がEU域内での調達が困難な場合もある。これらの場合、オリジナル設計部門は現地の開発部門に何らかのアドバイスを提供しなければならない。

したがって、両者がお互いに理解レベルを合わせて連携する必要がある。

REACH規則そのものは対象が広範囲で、本文、付属書を合わせると180ページ近くにもなる内容で、解釈そのものもきわめて難解といわれている。そこで当社では、EU域内工場向けには既存の環境規制対応組織を通じ、その内容が理解され浸透するように努めている。幸いREACHは法規制文書が加盟各国の公用語で提供されているので翻訳の手間は少ない。

現時点ではこれらの法規文書の翻訳は比較的進んでおり、国内でも有料または無料で入手が可能となっている。これらの文書をベースとして社内の事業形態に応じた手引書を別途編集し、欧州側と日本側の相互情報共有を図っている。イントラネットなどを活用しての情報交流もさらに効果的であると考えられる。

なお、管理対象となる物質のデータが多くなると、サプライヤへの調査依頼の重複防止、川下への迅速な情報提供の観点から、ITシステムによる管理が必要な場合が出てくる。しかし当社のように事業領域が多岐にわたっている場合、必ずしも全社システムへの統一は必要ではないと考えている。このことは業態の異なる化学材料メーカ、電気・電子部品メーカあるいは自動車メーカが必ずしも統一化されたシステムをもつ必要がないことと同じである。

## 2.2 対象物質

### 2.2.1 対象物質の特定

REACH対応ではまず、自社の扱う製品がどのような物質を含有しているのかを把握することが必要である。そのためには、以下に述べる物質や調剤、およびアーティクルというEU規制独特の定義を理解しなければならない。なお、REACHで最終的に登録しなければならないのはアーティクルでも調剤でもなく、物質単位である。

ただし、特殊な例としてはポリマ(Polymer)中のモノマ(Monomer)がある(REACH規則第3条5項)。ポリマは登録対象ではないが、その構成モノマは対象となる場合がある。ここでポリマ、モノマの定義はEU規制独特のものとなっている。これについては規則の本文のほか、公開されているガイダンス文書に詳しく説明されている(表1参照)。

またREACHにおいては新たに導入された考え方として次の内容が重要である。

- (1) 対象となる物質は新規化学物質のみでなく既存化学物質にまで広げられているため、これまでEUに輸出実績があっても改めて登録対象になり得る。
- (2) 調剤(物質)だけでなく、アーティクルの場合も含有

表1 ガイダンス文書

| RIP番号    | タイトル                  |
|----------|-----------------------|
| RIP 3.1  | 登録技術文書の作成指針           |
| RIP 3.2  | 化学物質安全報告書 (CSR) の技術指針 |
| RIP 3.3  | 物質固有性状要件の技術指針         |
| RIP 3.4  | データ共有 (予備登録) の指針      |
| RIP 3.5  | 川下ユーザに対する指針           |
| RIP 3.6  | GHS の分類・表示の指針         |
| RIP 3.7  | 認可申請書作成の指針            |
| RIP 3.8  | 成形品中物質の要件についての指針      |
| RIP 3.9  | 社会経済分析 (SEA) 実施の技術指針  |
| RIP 3.10 | 物質の特定と命名についての技術指針     |

物質が登録、届出の対象になり得る。

REACH で求められる登録、届出などの手続きの期限はそれぞれの企業が扱う物質の年間取扱量、その物質の有害危険性の程度によって登録猶予期限が異なる。規制の大まかなスケジュールを図1に示す (図中の用語については本文あるいは注を参照)。

2.2.2 物質と調剤

(1) 定義

REACH の第三条では次のように定義している。

- (a) 物質とは、化学元素、および自然状態、またはあらゆる製造プロセスから得られる化学元素の化合物をい

い、安定性を保つのに必要なあらゆる添加物や使用するプロセスから生じるあらゆる不純物が含まれる。ただし、物質の安定性に影響を及ぼさない、またはその組成を変えずに分離することのできる溶剤はすべて除く。

- (b) 調剤とは、二つまたはそれ以上の物質から成る混合物または溶液をいう。

(2) 登録が必要な事例

ところで当社のような電気機器製造企業にとっては、輸出する電気製品は多くの場合完成品であり、溶液、ガスなどの化学材料そのものを扱うケースは少ない。したがって、物質や調剤は川上のサプライヤから供給されるが、このような企業が登録の責務を負うのは次のような場合である。

- (a) 製品に国内調達した溶剤などの調剤を容器入りで組み込んで提供する場合など、その調剤のサプライヤに登録の意思がない場合。
- (b) 自社が輸出するアークル中に意図的放出物質を含有する場合。
- (c) 川上で未登録の物質を含む複数の調剤を国内調達し、自社で新たな調剤としてブレンドし、生産用部材として欧州工場に輸出する場合。
- (d) 日本以外の EU 域外工場、たとえば東南アジアから日本側が仕様決めした調剤を送る場合。

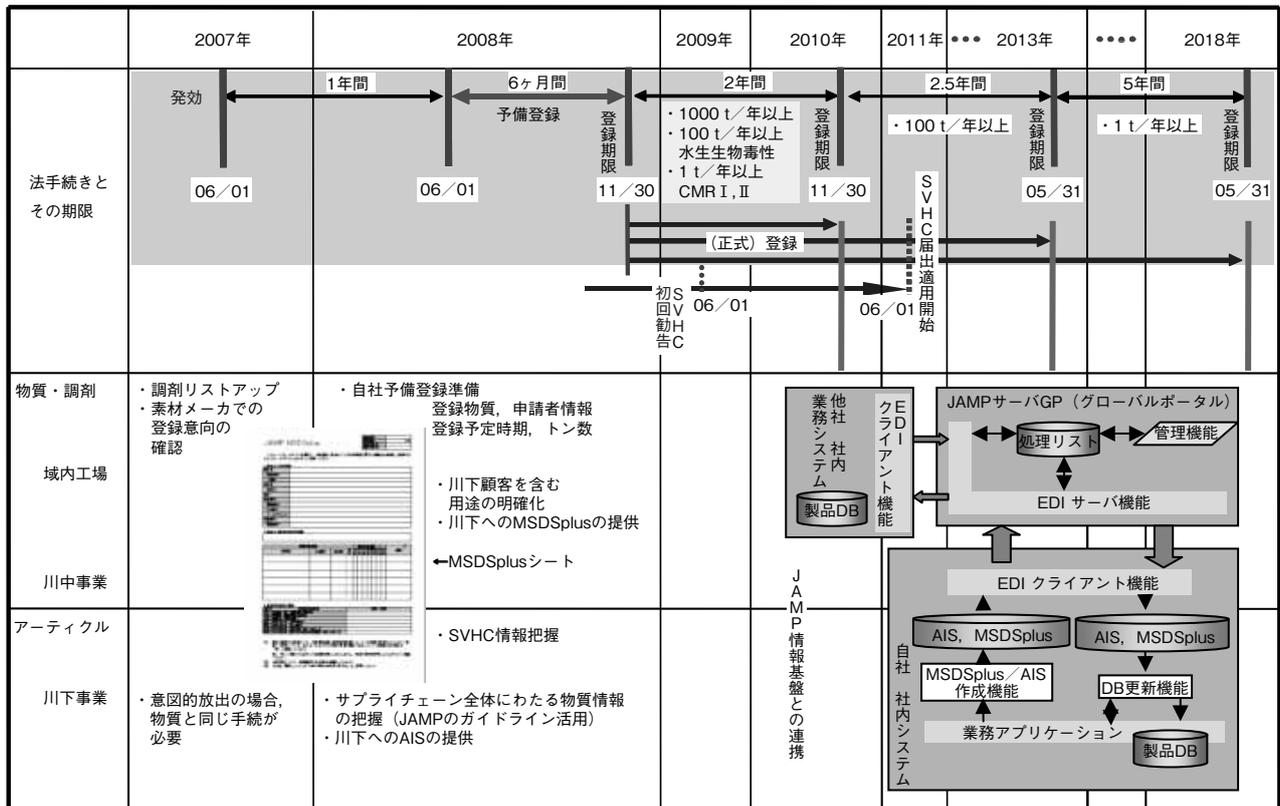


図1 対応スケジュールとJAMP 様式および情報基盤

これらのケースに該当するときには、物質や調剤を扱う企業がJAMP MSDSplus（5.1.1項参照以下、MSDSplusと記す）を作成することになる。

なお、REACHでは金属は物質であり、合金は調剤として捉えられる。現時点ではまだ議論の余地があるが、電気製品の導電部材あるいは構造体として打ち抜き、曲げ加工される前の金属フープ材は調剤となる可能性がある。

### 2.2.3 アーティクル（成形品）

#### (1) 定義

REACHの第三条において、アーティクルとは、生産時に与えられる特定の形状、表面またはデザインがその化学的組成よりも大きく機能を決定する物体と定義している。

なお、訳語である「成形品」は成型加工されたプラスチック製品と紛らわしいが、化学反応が収束した段階で同定され、もはやそれ以上は反応しない物体を指している。物質や調剤がアーティクルに変換される分岐点がREACH規制上の分界点でもある。電気製品はほとんどアーティクルに分類される。

その際に使用するツールとしては後述のMSDSplusやAIS（Article Information Sheet）がある。川中の立場でどんな様式を川上から入手し、どんな様式で川下に伝える必要があるのかを表2に示す。

表2 調達部材・自社製造と作成ツール様式の例示

| ケース | 川上から提供            |              | 変換内容          | 川下へ提供   |                 |
|-----|-------------------|--------------|---------------|---------|-----------------|
|     | 対象物               | ツール          |               | 対象物     | ツール             |
| (a) | SP1<br>SP2        | MSDSplus     | SP→A          | A       | AIS             |
| (b) | SP1<br>SP2<br>SP3 | MSDSplus     | SP→A<br>SP→SP | A<br>SP | AIS<br>MSDSplus |
| (c) | A1<br>A2          | AIS1<br>AIS2 | A→A           | A       | AIS             |

注：SPは物質・調剤，Aはアーティクルを指す

#### (2) 製品構成からみた物質や調剤とアーティクルの例

- (a) 川上から提供された物質や調剤から変換されたアーティクルそのもので、もはや物質や調剤ではなくなっているもの。
- (b) 複数の物質や調剤を反応させ原部品としてのアーティクルを製造するが、別の一部の物質や調剤を容器に入れ、セットとして販売するもの。
- (c) 複数のアーティクルを調達して新たなアーティクルを製造するもの。

したがって、電気機器製造企業であっても必ずしもAISだけ書ければよいというわけではなく（b）のケースではMSDSplusも作成する必要がある。

## 3. 社内対応とその体制

このようなREACHの要求に適切に対応するための組織が必要となる。これまでに述べたようにREACHの要求は物質やアーティクルといった取り扱う物体による区分、物質の有害危険の程度、および年間取扱量などによって異なる。社内的にはまず、2.1節で述べた現地工場とアーティクル製造が中心である国内事業場の2区分で組織化を行っている。これは、EU域内工場は調剤、物質の登録当事者となる可能性が高く、国内の事業所の多くはアーティクルのサプライヤとなる可能性が高いという特性があるためである。

また、当社の事業分野が化学物質にかかわるサプライチェーンでいう川中から川下にわたって性格の異なる事業を抱えるため、社内対応も川中と川下とに大きく分けて組織化を進めている。

### 3.1 川中事業

#### 3.1.1 電子材料事業

当社で代表的な川中事業として成形材料、半導体封止材料を扱う電子材料事業部門がある。この事業部門は化学材料そのものを直接扱うので、川中というより川上に近い部分もあるが、ベースとなる原材料は社外から調達する、いわゆるブレンダとしての性格が強いため、このように分類している。

例として当社製品を図2および図3に示す。

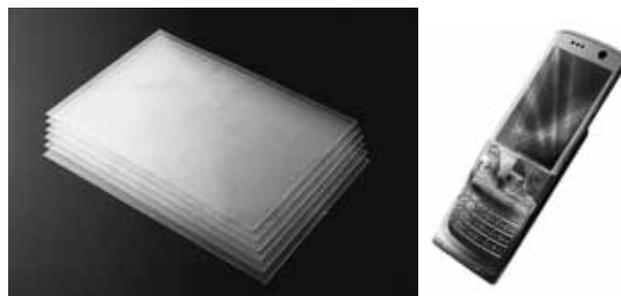


図2 プリント配線基板用材料



図3 封止材料

電気部品に使われるプリント配線基板用材料，半導体部品向けの封止材料など当社がブレンドを行っているベース材料は川上のサプライヤから供給されている。たとえば，当社の製造するコンパウンドの組成成分物質がすべてサプライヤサイド，すなわちサプライチェーンの上流で REACH のための登録が行われていれば，当社の対応のための負担はきわめて低いものとなる。

一方，川中であれば必然的に川下に対する責務も果たさなければならない。前述の例では当社が供給する製品は成形ペレットなどの形で顧客に提供される。成形材料は EU 域内向け，域外向けと分けることは非現実的であり，すべての製品を REACH の対象としなければならない。具体的な情報伝達ツールとしては川上から MSDSplus の提供を受け，これをベースに自社のコンパウンド，すなわち製品ごとに新たに MSDSplus を作成することになる。

当社で製造する製品の一つにプリプレグと呼ばれる製品群がある。これはエポキシレジンなどの化学合成の過程でまだ最終反応が完了していない状態の物体を含み，調剤としての特性をもつため，当面は調剤としての対応が必要と考えられる。

しかし，このプリプレグを印刷配線板用の積層板に加工すれば，もはやアールティクルとしてのみ扱うことが可能となる。REACH 関係当局が提供するガイドラインでもこれに合致した説明はまだない。類似の例を挙げるとすれば，プラスチック繊維を糸状（ヤーン）にしたものは調剤だがこれを織り上げた布（ファブリック）はアールティクルに該当するなどがある。

## 3.2 川下事業

### 3.2.1 電器事業

川下の事例としては，当社では電器事業がある。シェーバなどは代表的な製品の一つで欧州へも多数輸出している。現在販売しているモデルのなかにはシェーバをセットすると充電と併せて刃を自動洗浄するものがあり，これを図 4，図 5 に示す。この製品の場合，洗浄液はカートリッジに充填され，オイルも製品に同梱されている。ここでは，オイル，洗浄剤ともに容器に入れられた調剤という位置づけになると解釈される。



図4 シェーバ用自動洗浄器

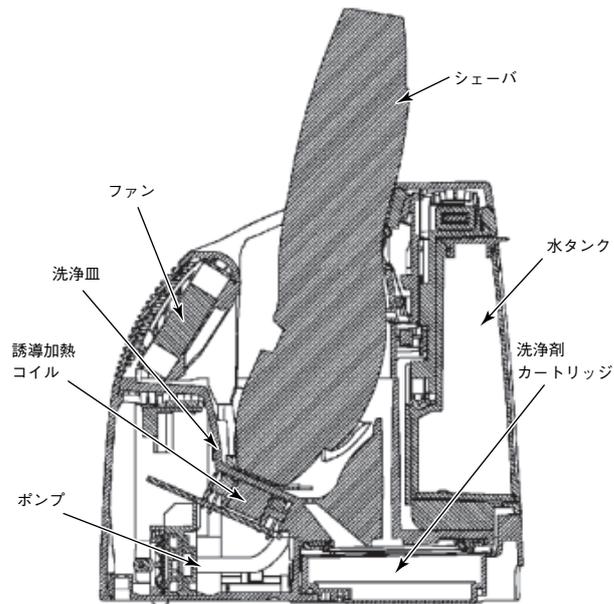


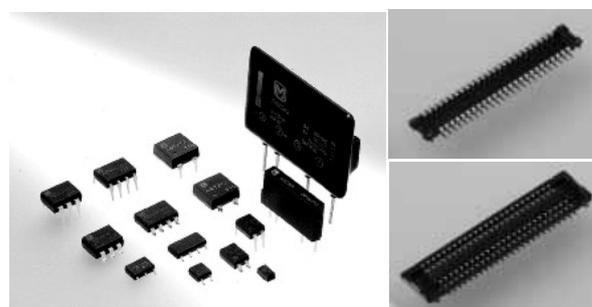
図5 洗浄器と洗浄剤カートリッジ

REACH の当初の議論では，オイルは調剤だがカートリッジ内の洗浄剤は「意図的放出」される物質と解釈されていた。

現在ではコピーマシンのトナーカートリッジ中のトナーと同様に「意図的放出物質」ではなく，容器中の調剤との解釈が定着している。

### 3.2.2 制御機器事業

また，図 6 に示すリレー，コネクタなど制御部品を扱う事業がある。電気機械製品としてはそれを地域限定で販売する事業分野も多いなかで制御部品は初めからワールドワイドな製品群である。つまり，国内販売であってもどのような経路を経て EU 市場に上市されるかは，わからない。



(a) リレー

(b) コネクタ

図6 リレー，コネクタ

したがって，このような製品にあつては基本的に川上から入手した MSDSplus を元に自社製品用に AIS を作成するという手順が必要となる。ただし，川下の分野は下流に向かうほどその構成要素は複雑になり作成する AIS の内容も複雑なものとなる。

## 4. 国内産業界の連携

日本の産業界ではこれまでも欧州の RoHS 指令や ELV 指令<sup>\*7)</sup> への対応のため、対象化学物質については管理の強化を行ってきた。とくに RoHS 指令については一部で含有が明らかになってビジネスが止まるなど、その影響は大きなものがあった。

REACH では RoHS の 6 物質とは比較にならない大量の物質について、個々に管理を求められている。アーティクルの事業者に関心の高い SVHC<sup>\*8)</sup> といわれる物質数だけでも、900 とも 1500 ともいわれている。日本の産業界ではこれまで電気・電子、化学、自動車など各業界がそれぞれ異なる枠組みを採用していたため、化学物質情報伝達が期待どおりの成果を得られない面があった。そこでは川上の化学業界にもっともしわ寄せが大きく、いくら川下から調査依頼しても期待する回答が返ってこないということがあった。

### 4.1 対応に向けた標準化

これらの反省を踏まえ、2006 年 9 月に国内の広範囲の業界横断的な組織としてアーティクルマネジメント推進協議会<sup>\*9)</sup> (以下、JAMP と記す) が設立された。現時点での会員数は 200 社を超えており、電気・電子だけでなく化学やその他の業界の企業も主要なメンバとして参画し、活動している。

REACH の具体的な議論が始まって以来、日本はこのままでは国際市場から締め出されるのではないかと、といった危機感のもとに行政当局・業界を挙げて、この JAMP の活動がスタートしている。

REACH 規制が EU の法規制である以上、キャスティングボードは当然ながら日本側にはない。したがって、関連産業界が一致協力して化学物質情報のサプライチェーン全体にわたる伝達で遅れをとらないような標準化が必要になっている。企業の現場に直接かかわる者としては、まず JAMP の提唱する製品含有化学物質管理ガイドライン<sup>\*10)</sup> に基づき、共通の伝達様式である MSDSplus ならびに AIS を普及させていく必要がある。

また、扱うべきデータの捉え方も実務面では川上の化学メーカーと川下の電気製品メーカーでは微妙に異なることがよくある。JAMP の活動ではこのような異なる業界同士の相互理解促進を図ることも重要である。

JAMP が提案する標準ツールをサプライチェーンのすべての参加者が利用することで一度様式を作成しておけば、あらゆる顧客向けに共通様式 (自己宣言書) として提示でき、対応作業の重複を避けることが可能となる。また、これを従来の「不使用保証書」の代りに用いることも可能となる。

#### 4.1.1 MSDSplus

MSDSplus は REACH 対応のためだけに考えられたものではないが、従来からある日本の MSDS や欧州の SDS と同様のねらいから、物質や調剤を供給する事業者側が作成するものであり、アーティクルの製造者も自社の用途情報を川下から川上の事業者伝えておく必要がある。これに基づいてどの法規制条項に適合するのかを絞り込むことができるようになる。もしアーティクルの使用用途に必要な評価項目が抜けている場合、物質として登録が完了しても、そのアーティクルには利用できない事態も起こり得る。ただし、今後公開されるデータベースからその用途での登録が済んでいるか否かを調べることができる。

MSDSplus には以下の情報が含まれる。

- (1) その調剤の製品名、一般名
- (2) 供給者名
- (3) 対象となる法規名
- (4) 規制対象物質情報 (物質名、含有の有無、CAS 番号<sup>\*11)</sup>、質量濃度<sup>\*12)</sup>)

なお、当該法規のリスト対象外の物質情報は原則提供されない。そのため、EU の場合も SVHC に該当しなければここでは提供されないことになる。このため、提供依頼にあたっては必ず欧州の最新の SVHC 関連規制リストを確認する必要がある。

#### 4.1.2 AIS

アーティクルの製造者は物質や調剤の製造者あるいは輸入者と同じ義務を負うことはなく、「意図的放出」の場合を除き、そのアーティクル中に含まれる物質が SVHC に該当しなければ登録の必要はない。しかし、一定の条件下では物質の届出<sup>\*13)</sup> という義務が残る。

なお、年間使用量が 1 t 未満であるなど一定条件を満たせば届出の義務は免除されるが、そのような場合でも SVHC の含有、非含有の情報は川下ユーザに提供しなければならない。AIS によって伝達すべき基本的情報を以下に示す。

- (1) そのアーティクルの製品名
- (2) 供給者名
- (3) 対象となる法規名
- (4) アーティクルの全質量 (単位量明記)
- (5) アーティクルを基準に基づき分解した構成部材名
- (6) リストから選択したその部材の材質名、質量
- (7) 含有管理対象物質情報 (物質名、CAS 番号、質量濃度)

これらの記入にあたっては川上から提供される MSDSplus や AIS のデータが利用される。もしアーティクルを組み合わせるだけの工程であれば、提供される AIS の転記作業が中心で比較的容易に対応できる場合もある。

物質や調剤からアーティクルへ変換する工程を部分的

に有する場合はその対応が複雑になる。この場合には、JAMPのガイドラインおよび関連する付属書\*<sup>14)</sup>に則り対処することで解決が可能である。

## 4.2 サプライチェーンへの展開

JAMPの活動ではドラフトを作成し、会員内で検証活動を行い、フィードバックして改訂を繰り返すことで、ようやく会員以外のサプライチェーン関係者にも公開できるものと捉え、完成度を上げる作業が続いている。とくに、これらの仕組みはより広い事業分野でかつ広範囲の関係者に利用してもらわなければその意図する成果が得られないことから、中小企業においても違和感なく使えるものを目指している。

しかし、業界によってはJAMPの具体的提示を待つといったJAMP活動への参画に消極的なところもあるため、検証段階で課題を抽出し、フィードバックすることができないという問題もある。

AISの公開版が完成し、関係産業界内での具体的普及活動を開始するのは2008年6月ごろとなるが、これらはあくまで日本国内向けのスケジュールである。日本企業のかかわるサプライチェーンは東南アジアや中国にも及んでいる。できるだけサプライチェーン共通で機能させるため、JAMPでは国外向けの情報発信も並行して行っているが、当社を含め現在これらの地域にサプライヤを抱えている企業はみずからの問題として前倒しの対応が求められている。サプライチェーンでは製品そのものを流通させるだけでなく、今後はMSDSplusやAISによる情報を円滑に川上から川下まで伝えられる仕組みとしなくてはならない。

## 4.3 啓発機会の提供

現在、REACH対応についてのセミナーは各地で盛んに行われており、経済産業省や環境省がEUからキーパーソンを招いて講演するものから、業界のメンバが講師を勤める公開セミナーのほか、特定業界内でのセミナーなども開催されており、知識、情報を集める場は整備されつつある。

しかし、これらのセミナーは、初心者向けからエキスパート向け、特定業界向けと多岐にわたるので、事前にその内容やレベルを把握したうえで参加することが望まれる。

筆者もJEITA(社団法人 電子情報技術産業協会)などの少人数の会合で講演する機会があるが、ポイントは、いかに自分が欲しい情報に巡り合うかということである。そのためには、事前に質問表を提出するなどして、より効果的な情報収集と深い理解が可能になるように心掛けるべきである。

## 5. あとがき

REACHはEUの規制でありながらグローバルビジネスにかかわるすべての企業に影響を与えている。規制対象と

なる化学物質も、既存化学物質を含めたほとんどすべての物質に及び、EU域内に製造拠点を有する企業、日本などEU域外から製品を輸出する企業のいずれもが、それぞれの事業に応じて早期の対応が求められている。

欧州現地工場側がとくに注意しなければならないのは日本を含め、EU域外から製品や材料を調達している場合である。サプライヤ側の登録意向の確認を見極めながら、該当する場合は2008年06月から12月までの半年間に予備登録手続きを完了させなければならない。現地側に十分な対応スタッフを抱えていない場合は日本側からの支援は不可欠である。

いずれの企業においても自社製品に含有している物質を正確にかつ早急に把握しなければならない。規制の対象となるか否かは基本的に製造者あるいは輸入者当りの年間使用量に影響される。1tを超えない量であれば登録が免除されるというケースも多くなる。

登録の是非を検討する段階ではとくに、2.2.2項の物質の定義で述べているように、登録段階での物質名は添加物や不純物が一定条件下に含まれたものであるという点を十分考慮しておく必要がある。現場で扱われる物質は実は混合物であるともいえる。現実には、構成要素が同じでありながら、それまでのプロセスによって物質になったり、調剤になったりするという難しさがある。

REACHが発効して1年近くなる時点でも各社が扱う製品のなかには物質か、調剤か、あるいはアーティクルかといった解釈論に結論が出ていないケースがあるかもしれない。公開されている資料をもとに多くの関係者が基本的な部分についての理解を深める努力が必要といえる。

当社の場合とはとくに現地の製造工場と日本側事業部門という地域区分、そして川中と川下といったサプライチェーンの異なる位置づけの事業ごとに区分した対応を図っている。

これらを実質的に支えるのがJAMPを中心とした国内産業界を通じた枠組づくりと、この活動成果である管理ツールの採用である。REACH対応は長期レンジで考えなければならず、サプライチェーンの関係者間での情報共有はますますその重要性が増していくと考えられる。

---

## ●注

- \* 1) RoHS：Restriction of Hazardous Substances の略で電気・電子機器を対象に製品に含まれる特定有害物質の使用を禁止した EU の指令を指す
- \* 2) REACH 規則：Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals の略で化学物質の登録，評価，認可および制限に関する EU の規則を指す
- \* 3) 唯一の代理人：域外企業に代り契約で輸入者としての REACH の法的責務を代行する域内の個人または法人
- \* 4) ダウンストリームユーザー：同じサプライチェーンにおいて REACH で定義される製造者，輸入者から物質や調剤の供給を受ける事業者
- \* 5) 登録の意向：REACH の規定に沿って物質の登録をする意思があるかどうかということ
- \* 6) オリジナル設計：その製品の基本的性能を規定する主要な部分の設計
- \* 7) ELV 指令：End of Life Vehicles Directive の略で EU の自動車リサイクル指令を指し，廃自動車指令とも呼ばれる
- \* 8) SVHC：Substances of Very High Concern の略で高懸念物質を指す
- \* 9) アーティクルマネジメント推進協議会：JAMP とも呼ばれ，The Japan Article Management Promotion-consortium の略
- \* 10) 製品含有化学物質管理ガイドライン：JAMP による管理のためのガイドライン
- \* 11) CAS 番号：アメリカ化学会が発行している Chemical Abstracts 誌で使用される化合物番号
- \* 12) 質量濃度：調剤あるはアーティクル中の当該物質の質量比を表したもの
- \* 13) 届出：一定条件下でアーティクル中の物質について当局から求められる手続き，登録より簡易なもの
- \* 14) 付属書：JAMP によるガイドラインを補足するため特定分野用にまとめられた文書

---

## \*参考文献

- 1) 2006 年 12 月 18 日付欧州議会及び理事会規則 (EC) No. 1907/2006

---

## ◆執筆者紹介



村越 茂富

環境推進部